



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:阿部

新年、明けましておめでとうございます



新型コロナウイルス感染症が収束しない中で迎えた2022年ですが、皆様のご支援のおかげをもちまして、あおぞらコンサルティングは4月に15年目を迎えます。

今年は「壬寅」年。新しく立ち上がる、生まれたものが成長する、という意味があると言われますが、あおぞらコンサルティングも新たなスタートの年となります。

開所から14年あまり、皆様のおかげをもちまして成長し続けてまいりましたが、数年前より今後の事業承継を見据え、事業の選

択と集中を図ってまいりました。

新たなあおぞらコンサルティングは、少人数で専門性と経験を生かせる業務に集中し、働きやすさの向上を目指し、チームで成果を上げてまいります。業務については、改正された法律への対応をはじめ、「人」に関する様々な問題を解決して参ります。

今年も新たな体制で、お客様へよりよいサービスをご提供すべく精進いたす所存です。本年もご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

今後の法改正の動き ～今後の法改正の動向の一部をご紹介します～

●健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます ～2022年1月1日施行～

同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間中に、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長し、通算1年6ヶ月受給可能という考え方に変更されます。

●パワハラ防止措置が義務化されます〔中小企業〕 ～2022年4月1日施行～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000855268.pdf>



●厚生年金保険法の改正について ～2022年4月1日施行～

- 在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額が毎年1回（10月分）改定されます。
- 年金の受給開始時期の選択肢が「60歳から75歳の間」に拡大されます。
- 60～64歳の在職老齢年金について「支給停止とならない範囲」が拡大されます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636611.pdf>

●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、情報公表の義務の対象が「常時雇用する労働者が101人以上の企業」に拡大されます。 ～2022年4月1日施行～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000862422.pdf>



●育児・介護休業法の改正について

～2022年4月1日施行～

- 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務付けられます。
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000788616.pdf>

～2022年10月1日施行～

- 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み「産後パパ育休」が創設されます。
- 育児休業の分割取得が可能になります。（2回まで）
- 育児休業中の社会保険料免除の要件が見直されます。

●短時間労働者に対する社会保険の適用拡大について ～2022年10月1日施行～

特定適用事業所の適用要件が、「短時間労働者を除く被保険者の総数が101人以上の事業所」に、短時間労働者の適用要件である雇用期間が、「1年以上見込まれること」から「2カ月を超えて見込まれること」に拡大されます。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277